

八王子市支援員配置事業実施要綱

(目的)

第1条 八王子市立小・中学校（以下「学校」という。）において、内部疾患、高次脳機能障害や肢体不自由等、特に身体的な配慮を必要とする児童・生徒や行動上特別な配慮が必要な児童・生徒への個別支援を行うことを目的とする。

(支援員)

第2条 支援員は八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、必要に応じて、学校に配置する。

- 2 支援員の職務は、以下のとおりとする。
 - (1) 身体的配慮が必要な児童・生徒への支援。
 - (2) 行動上特別な配慮が必要な児童・生徒への支援。
 - (3) 対象の児童・生徒の安全の確保。
 - (4) その他、教育委員会が必要と認める活動。
- 3 支援員は会計年度任用職員（アシスタント職）とする。
- 4 教育委員会は、教員免許状を有する者を、選考の上、支援員として任用する。
- 5 支援員は学期ごとに任用する。
- 6 支援員の勤務態様は、次のとおりとする。
 - (1) 日の勤務時間は5.5時間以内とする。
 - (2) 週の勤務時間は19時間以内または27.5時間以内とする。
 - (3) 勤務日数は週5日以内とする。
 - (4) 勤務日については、配属先の学校長が定める。
- 7 教育委員会は支援員が次の事項に該当する場合は、解任することができる。
 - (1) 自己の都合により退職を申し出たとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障がある、またはこれに耐えられないと認められるとき。
 - (3) 支援員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (4) その他、教育委員会が必要と認めたとき。
- 8 支援員は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 配属先学校長の指揮監督を受け、その職務上の指示に従い、職務に専念すること。
 - (2) 活動内容や対象の児童・生徒の状況等を校長、副校長または担任に適宜報告しなければならない。
 - (3) 職務上知り得た個人情報及びその他の秘密を漏らしてはならない。その職を退

いた後も同様とする。

(4) 八王子市の会計年度任用職員（アシスタント職）として信用を傷つけること、
または不名誉となるような行為をしないこと。

9 支援員に対する給与及び費用弁償は、八王子市会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例（令和元年八王子市条例第10号）にもとづいて支給する。

10 支援員の活動中及び通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法を適用する。

（補足）

第3条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則 本要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。